

職労第一八八号

昭和二十四年十二月五日

日本国有鉄道總務課 加賀山之助

運輸大臣 大屋晋三 殿

公共企業體仲裁委員会裁定について

昭和二十四年十一月三十日國鐵労働組合申請にかかる賃金ベース改訂の問題に關し、十二月二日公共企業體仲裁委員会から別紙の裁定を受けた。日本国有鉄道は、公共企業體労働關係法第三十五條に基き本裁定に服従しなければならない。よつて日本国有鉄道は十二月五日以降裁定に基き、その指示する給與の支給方法について組合側との協議を開始する。しかしながら日本国有鉄道現在の財政において裁定の指示する四十五億圓のうち、予算上並びに賃金上可能なる支出は、石炭節約その他あらゆる努力をするもその一部にとどまる。これについて毎費目の流用等につき政府の全面的な御協力を得なけ

ればならない。残餘については、公共企業體労働關係法第三十五條並びに第十六條により政府並びに国会の所定の手続を仰かざるを得ない。

本裁定は、公共企業體労働關係法施行後最初の裁定であり、同法の精神が一方において公共の福祉のために公共企業體職員の爭議を禁止すると共に他方調停、仲裁により職員の労働條件に関する苦情又は紛争の友好的且つ平和的な調整を図ることにあることからがんがみ、又行政整理以後国有鉄道職員が新たなる労働意慾の下で国有鉄道の復興に努力しつつある事情を諒察せられ、政府が本裁定の実現に特段の御配慮あらんことを切望する次第である。

おつて、財源その他については、別に参考を提出する。

二四三一ニ西一七  
一ノ月千円ヒニ  
ハハ・七千円  
九三・億円  
二四七一ニ西一七  
一ノ月千円ヒニ  
ハハ・七千円  
九三・億円

取締

當事者

東京都千代田区丸の内一丁目一番地

日本國有鐵道内

右代表本中央執行委員長 加藤 閻男

同都同区一丁目一番地

日本國有鐵道

右代表者總裁

加賀山之雄

本委員會は、右當事者間の「賃金ベースの改訂及び年未賞與金の支給その他のに關する紛糾」に付、次の通り裁定する。

記

一、賃金ベースの改訂はさしあたり行わないが、少くとも經理上の都合により職員が受けた待遇の切下げは、是正されなければならぬ。

二、前項の主旨により本年度に於ては、公社は総額四十五億円を支拂うものとす

る。  
七月より月々三十億円は十二月中に支給し、一月以降は賃金ベース改訂のあるまで、毎月五億円を支給する。

古の配分方法は兩當事者に於て十二月中に協議決定するものとする。

三、過去の要求する年末賞與金は認められぬが、公社の企業体たる精神に鑑み、新たに業績による賞與制度を設け、豫算以上の收入、又は節約が行われ、それが職員の能率の増進によると認められる場合には、その額の相當部分を、職員に昇進として支給しなければならない。

四、本裁定の解釈又はその実施に關し當事者間に意見の一一致を見ないときは本委員會の指示によつて決定するものとする。

昭和二十四年十二月二日

公共企業体仲裁委員会

委員長 末弘 嶽太郎  
委員 今井 一男  
同 岩木 錠三